

みなみ阿波観光局 観光振興計画

第1期 令和7年度～令和9年度計画

Sustainable Tourism in Minami AWA

一般社団法人 みなみ阿波観光局

目次

みなみ阿波観光局観光振興計画

本編

第1章 観光振興計画策定の経緯や位置付けについて	5
1.観光振興計画策定の背景	5
2.観光振興計画の対象地域	6
3.観光振興計画の位置付け	6
4.実施期間	7
5.実施体制	8
第2章 みなみ阿波地域の観光の状況	9
1.国内の観光動向	9
1-1.日本人の国内旅行消費と国内延べ旅行者数	9
1-2.訪日外国人旅行者の国内旅行消費と国内延べ旅行者数	10
1-3.定住人口1人当たりの年間消費額	11
2.みなみ阿波地域の観光動向	12
2-1.旅行消費額	13
2-2.延べ宿泊者数	13
2-3.来訪者満足度	14
2-4.リピーター率	14
2-5. WEBサイトのアクセス分析	15
第3章 みなみ阿波地域の課題	16
1.みなみ阿波地域の共通課題	16
2.みなみ阿波地域の強みと弱み	17



第4章	みなみ阿波地域の持続可能な観光アクション	18
1.	世界基準に準拠したJSTS-Dの導入による観光マネジメントの取り組み	18
2.	みなみ阿波地域が目指す姿	20
2-1.	共通指針（目指す姿）	20
2-2.	観光地域づくりのコンセプト	20
2-3.	みなみ阿波地域の宝（地域資源）	21
2-3.	ターゲット	22
2-4.	KPI	23
3.	アクションプラン	26
A.	持続可能なマネジメント	26
B.	社会経済のサステナビリティ	28
C.	文化的サステナビリティ	30
D.	環境のサステナビリティ	31



巻末資料

・日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）113指標	35
--------------------------------	----





本編

Sustainable
Tourism
in
Minami AWA

第1章 観光振興計画策定の経緯や位置付けについて

1. 観光振興計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による各国での海外渡航制限や外出自粛措置により、2020年1月以降、観光需要は大幅に減少。徳島県南部の阿南市・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町の1市4町（以下、「みなみ阿波地域」と記載）も例外ではなく、旅行控えの影響を受け、地域経済や観光産業に大きな打撃を受けました。また、新型コロナウイルスの影響を受けた観光産業は、アフターコロナにおける「新たな生活様式」を取り入れた対応が求められています。

みなみ阿波地域には、海・山・川が織りなす豊かな自然、阿波人形浄瑠璃などの伝統文化、新鮮で安全・安心な食材といった、他にはない魅力的な地域資源が数多く存在します。これらを観光資源として最大限に活かしながら、訪れる人々に「お接待の心」で癒やしの場を提供することが本地域の強みです。また、歴史的に各市町が産業・文化面で深いつながりを持つことから、当地域の1市4町（阿南市・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町）が連携し、一体的な観光地域づくりを推進することが重要です。

こうした背景を踏まえ、（一社）みなみ阿波観光局が地域の観光振興の舵取り役となり、地域との合意形成を図りながら、持続可能な観光地域づくりを推進してきました。

コロナ禍を経て、持続可能な観光地域マネジメントを推進することが一層求められており、観光庁では観光地域の持続的な発展を支援するため、国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を発行しました。このガイドラインを活用し、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指すためには、観光客と地域住民の双方に配慮した総合的な観光地域マネジメントが不可欠です。

そこで、みなみ阿波地域のこれまで取り組みを踏まえ、着実に観光産業の振興と地域の活性化を推進していくため、観光振興に関する基本的な方向性や重点的に取り組むべき内容について定めます。



2.観光振興計画の対象地域

本計画は、徳島県南部の1市4町（阿南市・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町）を対象地域とします。



3.観光振興計画の位置付け

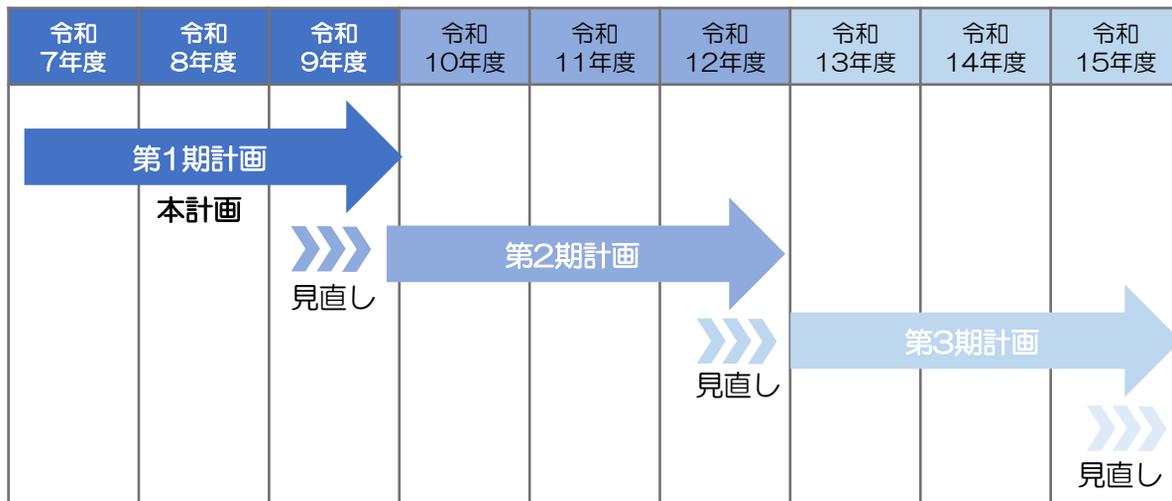
本計画は、「徳島県観光振興基本計画（第4期）」を踏まえて、みなみ阿波地域の1市4町連携による地域の活性化を図るための観光振興計画として、主に（一社）みなみ阿波観光局が担う役割や業務*を取りまとめた第1期計画です。

- *（一社）みなみ阿波観光局が担う役割や業務
 エリア内の観光地域づくりの舵取り役として、地域の多様な関係者との合意形成を図りながら、
- ①戦略策定、PDCAサイクル等におけるKPI指標の数値化
 - ②幅広い関係者との連絡調整・意見交換の場のネットワーク構築
 - ③マーケティング（継続的なデータの収集・分析、仮説・検証）を踏まえた旅行商品の造成の開発・造成
 - ④観光客の受入体制整備
 - ⑤誘客のためのプロモーション・営業活動、多様な媒体を利用した一元的な情報発信などの実施機能を担っています。



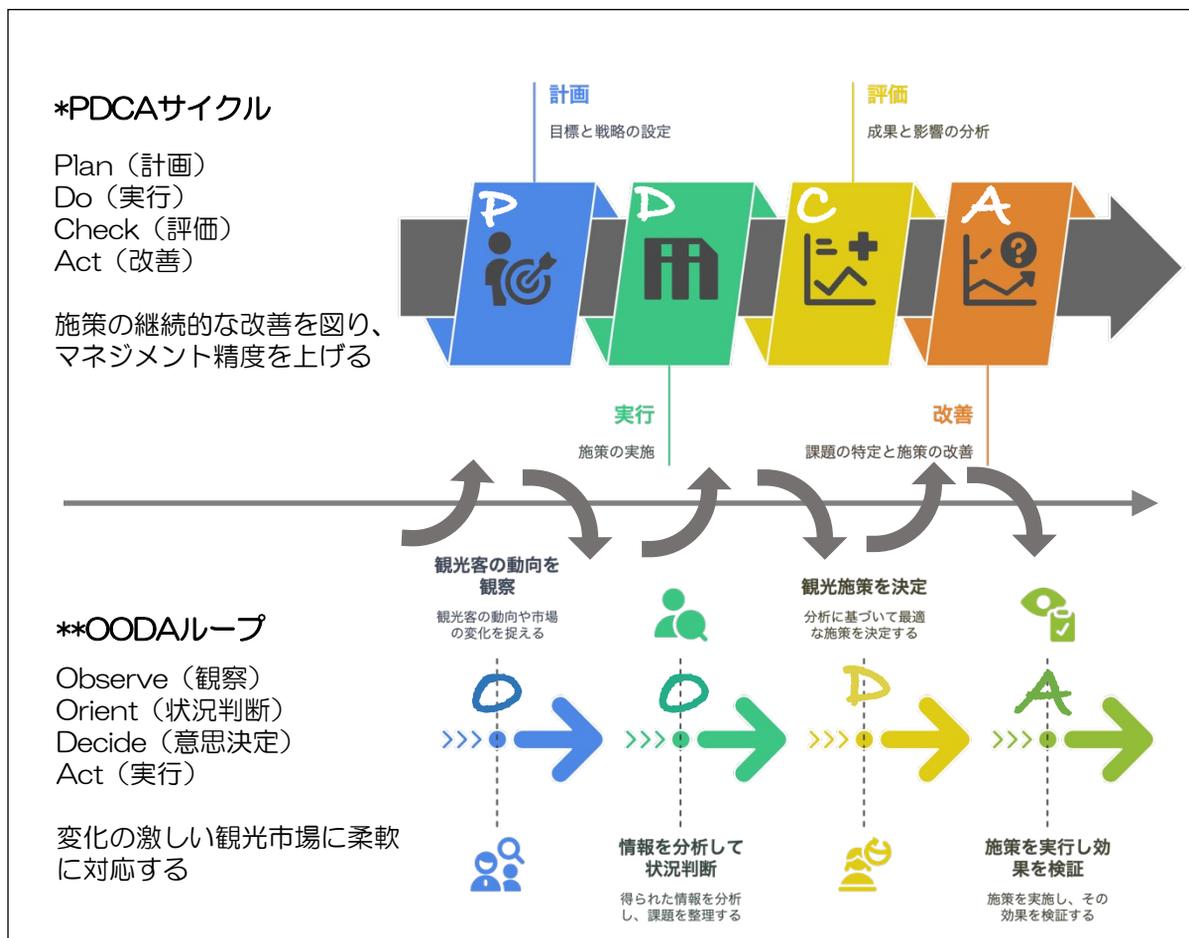
4.実施期間

計画期間は令和7年度から令和9年度までの3年間とします。その後は観光を取り巻く環境の変化に応じて、随時計画の見直しを行うものとします。



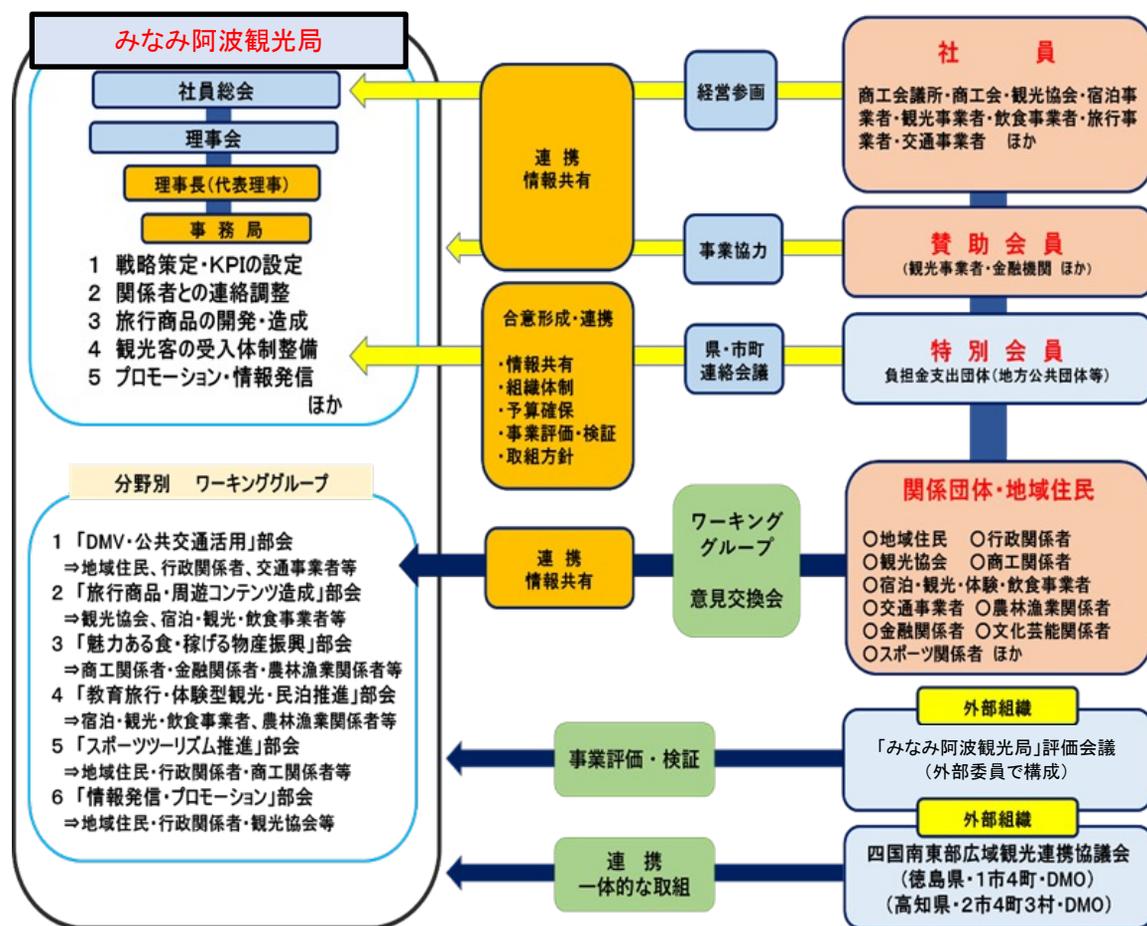
● 観光推進におけるPDCAサイクルとOODAループの活用

観光を取り巻く環境の変化に柔軟に応じながら観光振興の精度を上げるため、PDCAサイクル(*)とOODAループ(**)を活用します。これらの手法を組み合わせ、地域の観光資源を最大限に活かしながら、魅力ある持続可能な観光地域づくりを進めています。



5.実施体制

本計画は、行政・観光協会等との役割分担を図りながら取り組むことを基本とします。具体的には、総会や理事会、ワーキンググループ等の場で得られた幅広い意見や提言を受け止め、（一社）みなみ阿波観光局が地域と一体となって継続的かつ効果的な観光地域づくりを推進できるように、次の体制のもとに実行します。



第2章 みなみ阿波地域の観光の状況

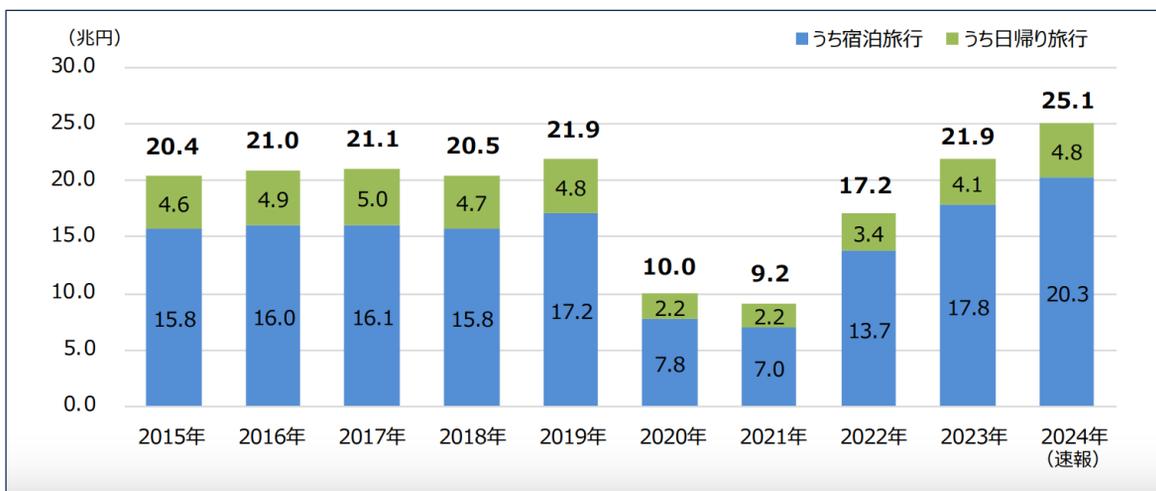
1.国内の観光動向

1-1.日本人の国内旅行消費と国内延べ旅行者数

日本国内における観光消費は、新型コロナウイルス感染拡大によって2020年より大きく落ち込んだものの、2023年の日本人旅行者の国内消費額で見ると、感染拡大前の2019年とほぼ同水準まで回復しました。

2024年には更に前年を上回る消費額の伸びが見られ、日本人旅行者の国内旅行消費は完全に回復したといえます（2024年10月-12月統計は速報値）。

図1：日本人国内旅行消費額の推移



出典：観光庁

過去10年間の日本人国内延べ旅行者数で見ると、最高値は2017年の64,751万人、次いで2016年の64,108万人となっています(表1)。

一方、日本人国内旅行の旅行単価で見ると、2022年以降に4万円台に突入。年々旅行単価が上昇しています(表2)。

表1：日本人国内延べ旅行者数

(単位：万人)

国内旅行全体	延べ旅行者数			うち宿泊旅行			うち日帰り旅行		
	延べ旅行者数	2019年比	前年比	延べ旅行者数	2019年比	前年比	延べ旅行者数	2019年比	前年比
2015年	60,472		+1.6%	31,299		+5.3%	29,173		-2.1%
2016年	64,108		+6.0%	32,566		+4.0%	31,542		+8.1%
2017年	64,751		+1.0%	32,333		-0.7%	32,418		+2.8%
2018年	56,178		-13.2%	29,105		-10.0%	27,073		-16.5%
2019年	58,710		+4.5%	31,162		+7.1%	27,548		+1.8%
2020年	29,341	-50.0%	-50.0%	16,070	-48.4%	-48.4%	13,271	-51.8%	-51.8%
2021年	26,821	-54.3%	-8.6%	14,177	-54.5%	-11.8%	12,644	-54.1%	-4.7%
2022年	41,785	-28.8%	+55.8%	23,247	-25.4%	+64.0%	18,539	-32.7%	+46.6%
2023年	49,758	-15.2%	+19.1%	28,135	-9.7%	+21.0%	21,623	-21.5%	+16.6%
2024年 (速報)	53,925	-8.2%	+8.4%	29,305	-6.0%	+4.2%	24,619	-10.6%	+13.9%

出典：観光庁



表2：日本人国内旅行消費額

(単位：億円)

	国内旅行全体			宿泊旅行			日帰り旅行		
	旅行単価	2019年比	前年比	旅行単価	2019年比	前年比	旅行単価	2019年比	前年比
2015年	33,750		+9.1%	50,520		+8.1%	15,758		+3.6%
2016年	32,687		-3.2%	49,234		-2.5%	15,602		-1.0%
2017年	32,606		-0.2%	49,732		+1.0%	15,526		-0.5%
2018年	36,462		+11.8%	54,300		+9.2%	17,285		+11.3%
2019年	37,355		+2.4%	55,054		+1.4%	17,334		+0.3%
2020年	33,994	-9.0%	-9.0%	48,361	-12.2%	-12.2%	16,596	-4.3%	-4.3%
2021年	34,221	-8.4%	+0.7%	49,270	-10.5%	+1.9%	17,348	+0.1%	+4.5%
2022年	41,069	+9.9%	+20.0%	59,042	+7.2%	+19.8%	18,532	+6.9%	+6.8%
2023年	44,034	+17.9%	+7.2%	63,253	+14.9%	+7.1%	19,027	+9.8%	+2.7%
2024年(速報)	46,579	+24.7%	+5.8%	69,336	+25.9%	+9.6%	19,491	+12.4%	+2.4%

出典：観光庁

1-2.訪日外国人旅行者の国内旅行消費と国内延べ旅行者数

日本人旅行者の旅行消費額が順調に推移するとともに、訪日外国人旅行者による旅行消費額も増加傾向にあります。2024年には訪日外国人旅行消費額(速報値)が8.1兆円と過去最高となり、初めて政府が目標とする5兆円を超えた2023年から1年で+53.4%の伸び率となりました。

表3：国籍・地域別に見る費目別訪日外国人旅行消費額

(単位：億円)

2024年暦年 (速報)

国籍・地域	訪日外国人旅行消費額								
	総額			宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等サービス費	買物代	その他
		前年比	2019年比						
全国籍・地域	81,395	+53.4%	+69.1%	27,366	17,460	8,672	3,886	23,994	18
韓国	9,632	+30.3%	+126.8%	3,034	2,606	821	604	2,567	1
台湾	10,936	+39.6%	+98.2%	3,122	2,268	1,038	475	4,032	2
香港	6,584	+37.2%	+86.8%	1,954	1,422	600	236	2,359	12
中国	17,335	+128.0%	-2.1%	4,496	3,070	1,344	783	7,641	1
タイ	2,265	+17.6%	+30.8%	701	520	258	75	710	1
シンガポール	2,008	+17.1%	+135.7%	753	453	205	71	525	0
マレーシア	1,086	+16.7%	+63.5%	371	230	136	63	287	0
インドネシア	1,099	+29.0%	+104.0%	378	223	152	51	295	0
フィリピン	1,504	+36.3%	+128.2%	468	304	156	75	501	0
ベトナム	1,364	+12.5%	+55.8%	451	316	135	60	402	0
インド	563	+46.0%	+105.4%	242	109	80	20	110	0
英国	1,665	+58.5%	+66.7%	743	356	236	84	245	0
ドイツ	1,048	+51.2%	+125.2%	475	238	157	37	141	0
フランス	1,388	+52.2%	+74.1%	571	305	215	56	242	0
イタリア	817	+60.5%	+152.4%	334	193	148	31	110	0
スペイン	674	+73.4%	+134.4%	268	151	124	30	101	0
ロシア	317	+192.5%	+45.7%	118	73	43	15	69	0
米国	9,021	+48.6%	+179.5%	3,863	1,967	1,146	455	1,590	0
カナダ	1,763	+49.3%	+163.1%	721	398	245	83	316	0
オーストラリア	3,509	+68.0%	+131.0%	1,500	748	457	277	526	0
その他	6,820	+58.2%	+124.4%	2,803	1,511	975	304	1,226	0
クルーズ客(再掲)	467	+434.8%	-42.0%	0	23	9	5	430	0

・「訪日外国人」には、観光・レジャー目的に加え、業務目的や親族・知人訪問目的などで日本を訪れた外国人が含まれる。日本に居住している外国人は含まれない。
 ・本資料中の「クルーズ客」は法務省の船舶観光上陸許可数に基づき観光庁推計、「一般客」はクルーズ客以外の訪日外国人。
 ・クルーズ調査は2023年7-9月期から調査を再開したため、クルーズ客の2023年比算出に使用している2023年暦年値は参考値である。

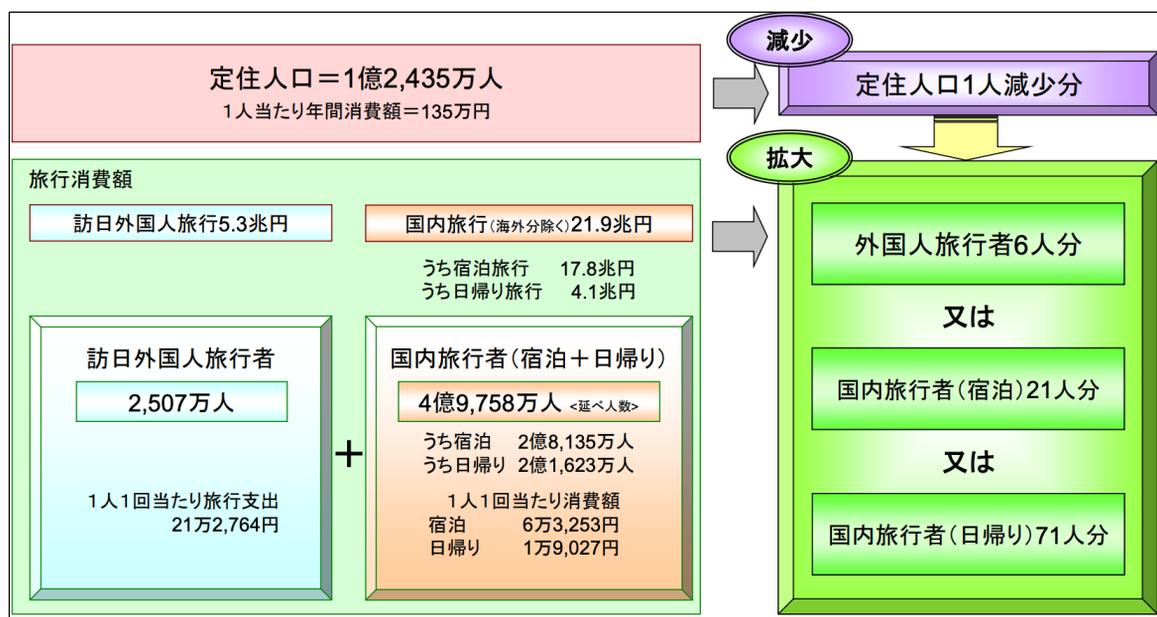
出典：観光庁



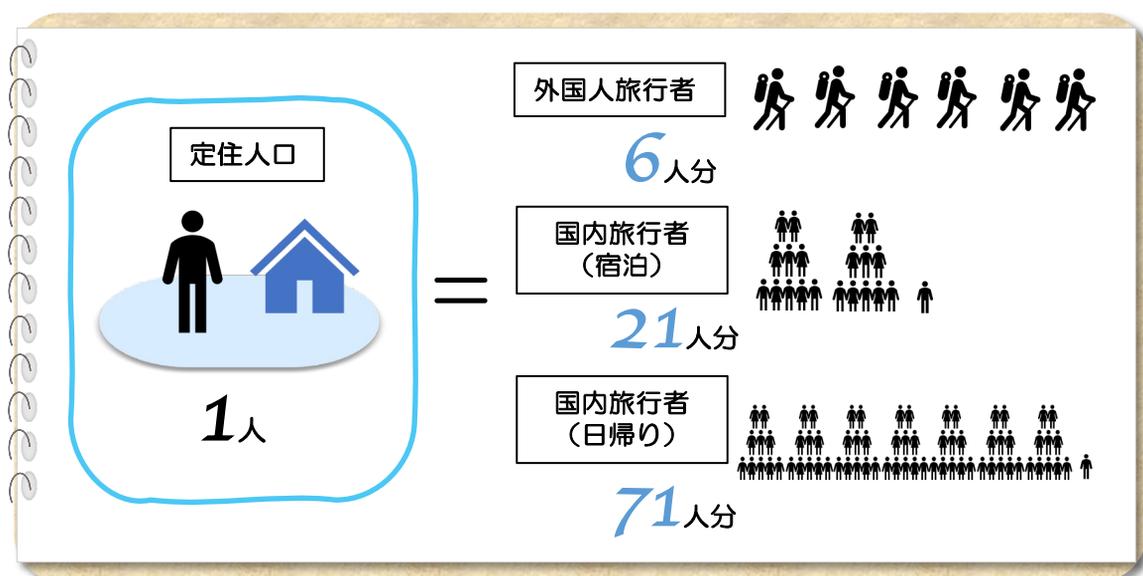
1-3.定住人口1人当たりの年間消費額

観光庁の試算によると、2023年の定住人口1人当たりの年間消費額（135万円）は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者6人分、国内旅行者（宿泊）21人分、国内旅行者（日帰り）71人分にあたります。そのため、外国人旅行者や国内旅行者の誘客促進だけでなく、観光産業における関係人口の創出や移住・定住に繋げる取り組みが、地域経済の維持やプラスの影響をもたらすといえます。

図2：観光交流人口増大の経済効果（2023年）



出典：観光庁



2. みなみ阿波地域の観光動向

▶ 新型コロナウイルスによる観光産業への打撃

新型コロナウイルス感染拡大により、みなみ阿波地域においても観光産業への影響は顕著でした。

2020年度（令和2年度）には延べ宿泊者数が大きく落ち込んだ（対前年比60%以上の減少）ものの、2021年度（令和3年度）は、全国的な旅行支援策により県内旅行者を中心に一時的に回復。翌2022年度（令和4年度）は、旅行支援策の縮小に伴い、延べ宿泊者数も減少傾向。2023年度（令和5年度）は、宿泊者数19.8万人と対コロナ前の2019年度（令和元年度）比75%まで回復（うち外国人宿泊者は52%の回復）。全国の観光動向と比較すると、依然として回復途上の段階にあるといえます。

*（一社）みなみ阿波観光局における観光に関するKPI設定や実数値の管理：「年度」による管理

▶ クーポンを活用した消費額増加

1人当たりの観光消費額については、2020年度（令和2年度）以降、コロナ禍においてもGo Toトラベルや県民割を活用し、地域の魅力的な食メニュー開発や、体験アクティビティやお土産などを組み込んだ高単価の旅行商品造成、クーポン配付等を行ったことで増加。2023年度（令和5年度）は観光需要が回復傾向にある中、地域内で様々なイベントや催しものを再開させ、一般消費、観光消費ともに回復している状況です。

▶ 着地型・滞在型旅行への転換期

今後の更なる観光需要の回復に向けては、2025年大阪関西万博の開催を見据えて、地域の観光資源を最大限に活かした折り紙付きの着地型・滞在型の旅行商品の造成に積極的に取り組み、更なる誘客を実現していく必要があります。

今後、宿泊・観光施設における受入体制の一層の充実、地域の食材等を磨き上げた物産品の開発・造成、二次交通の充実などにより、宿泊客の増加のみならず、旅行商品の高付加価値化による「儲かる観光地域づくり」に取り組むことが重要です。



2-1.旅行消費額

みなみ阿波地域における旅行消費額は、2020年度以降は毎年KPIを達成。2020年度の旅行消費額は、全国平均に対し115%となっています。

* 上段：実績 下段：KPI **表4：みなみ阿波地域の旅行消費額** (単位：円/人)

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
22,600円	39,099円	33,956円	27,389円	36,793円	---
24,000円	25,000円	26,000円	27,000円	28,000円	29,000円

【バックデータ、根拠、設定の考え方】

* (一社) みなみ阿波観光局による集計

KPI 「徳島県南部来訪者調査」結果による2018年値から、毎年1,000円増を目標

<参考> *表2参照

・日本人の1人1回当たり旅行支出(旅行単価) * 確報値 / 観光庁

2019年 37,355円/人、2020年 33,994円/人、2021年 34,221円/人、2022年 41,069円/人

2023年 44,034円/人

2-2.延べ宿泊者数

①全体

みなみ阿波地域における延べ宿泊者数は、2019年度にKPIを達成。2020年度以降はKPIを下回る結果となっています。

* 上段：実績 下段：KPI **表5：延べ宿泊者数** (単位：人泊)

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
261,831人	95,207人	204,107人	188,755人	197,920人	---
196,000人	207,000人	223,000人	230,000人	243,000人	256,000人

【バックデータ、根拠、設定の考え方】

* (一社) みなみ阿波観光局による集計

・「延べ宿泊者数調査」結果による

・毎年5.5%増を目標 (2021年のみワールドマスターズゲームズ開催のため、5.5%増+5千人とした)

②うち外国人

みなみ阿波地域における訪日外国人の延べ宿泊者数については、2019年度にKPIを達成(123.2%)。2020年度以降はKPIを下回る結果となっており、2023年度の実績値は2019年度水準の約50%の状況です。

* 上段：実績 下段：KPI **表6：延べ宿泊者数** (単位：人泊)

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
4,928人	612人	701人	583人	2,546人	---
4,000人	6,000人	9,000人	11,000人	12,000人	13,000人

【バックデータ、根拠、設定の考え方】

* (一社) みなみ阿波観光局による集計

・「延べ宿泊者数調査」結果による

・総宿泊者数に占める割合について2022年度：5%を目標

(各年割合 2019年度：2%、2020年度：3%、2021年度：4%)

・2022年度以降は、前年比1%増を目標



2-3.来訪者満足度

みなみ阿波地域における来訪者満足度については、最高評価「大変満足」の割合でKPIを設定。2019年度と2023年度の結果は概ね同水準の35%前後となっています。2022年度以降はKPIを高く設定し、さらなる満足度の向上を目指している状況です。

* 上段：実績 下段：KPI

表7：来訪者満足度

(単位：%)

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
35% 25以上	35% 25以上	56% 25以上	56% 45以上	34% 45以上	--- 45以上

* (一社) みなみ阿波観光局による集計

【バックデータ、根拠、設定の考え方】

※2019年度,2023年度値は「徳島県南部来訪者調査」結果による（7段階評価のうち、最高評価「大変満足」の割合）

- ・2021年度から2022年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、アンケートの母数が少なくなったため、観光局主催事業におけるアンケート結果も追加することにより満足度向上
- ・2019年度から2021年度は25%以上を目標、2022年度以降は、更なる向上に向けて45%以上を目標
- ・25%の根拠：全国の「観光圏」の最高値

2-4.リピーター率

みなみ阿波地域におけるリピーター率については、80%以上と高いKPIを設定。

2020年度から2022年度には観光局主催事業のアンケート結果においては、KPIと同水準となる高いリピーター率の結果となり、2023年度もKPIは下回るものの、2019年度との比較ではリピーター率の上昇傾向がみられます。

* 上段：実績 下段：KPI

表8：リピーター率

(単位：%)

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
67% 83%	91% 84%	83% 84%	84% 85%	70% 85%	--- 85%

【バックデータ、根拠、設定の考え方】

* (一社) みなみ阿波観光局による集計

- ・2019年度、2023年度値は「徳島県南部来訪者」結果による（来訪回数2回以上の割合）
- ・2020年度から2022年度は、観光局主催事業におけるアンケート結果による
- ・2022年度以降は85%を目標
- ・85%の根拠：2018年県南部来訪者アンケート調査結果をもとに設定



2-5. WEBサイトのアクセス分析（HPの1日平均アクセス数）

みなみ阿波観光局の公式HPへの1日平均アクセス数については、2019年度にはKPIに迫る99.3%を達成。翌2020年度以降のKPIについても段階的に引き上げていますが、実績値ではいずれの年もKPIを下回る状況が続いています。

**表9：WEBサイトのアクセス分析
（HPの1日平均アクセス数）**

* 上段：実績 下段：KPI

（単位：PV/日）

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
462PV 465PV	312PV 600PV	310PV 790PV	501PV 790PV	481PV 790PV	--- 790PV

【バックデータ、根拠、設定の考え方】

*（一社）みなみ阿波観光局による集計

- ・2018年度実績をもとに、2019年度以降は前年比30%増で設定
- ・2022年度以降は790PV維持を目指す

●みなみ阿波公式サイト

<https://minamiawa.jp/index.html>



第3章 みなみ阿波地域の課題

1. みなみ阿波地域の共通課題

みなみ阿波地域の持続可能な観光の実現に向けて、これまで実施してきた住民満足度調査やワーキンググループでの意見交換を通じて、さまざまな課題が浮かび上がってきました。1市4町（阿南市・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町）それぞれ異なる課題がある一方で、観光資源の活用や受け入れ環境の整備、交通アクセスの向上など、広域エリアとして共通する課題もあり、地域一帯での対策が求められています。。

共通課題

みなみ阿波地域



1

観光インフラの不足

メジャーな観光地や大規模宿泊施設がない

2

人的資源の不足

観光事業者や伝統芸能などの担い手が減少している

3

コンテンツの不足

夜間や悪天候時に楽しめる観光コンテンツが不足している

4

交通の問題

公共交通機関の減便

二次交通（観光地間の移動手段）が整備されていない

5

観光客の分散化

平日や冬期などの閑散期における集客対策が不十分



2.みなみ阿波地域の強みと弱み

みなみ阿波地域の観光について、これまでの調査や関係者との意見交換を踏まえて行ったSWOT分析の結果は下記の通りです。当局は以下に示す分析結果をもとに、地域の強みを活かしながら課題を克服し、持続可能な観光振興を目指します。



第4章 みなみ阿波地域の持続可能な観光アクション

1.世界基準に準拠したJSTS-Dの導入による観光マネジメントの取り組み

みなみ阿波地域の持続可能な観光の実現に向けて、2020年に観光庁が策定をした国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン(Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations : JSTS-D)」を導入します。本計画では、これまでの課題整理や関係者ヒアリング等をもとに、必要な取り組みをアクションプランとして策定しています。アクションプランはそれぞれ JSTS-Dの各指標に紐づけられ、今後、実施状況を国際的な基準に基づきモニタリングしていきます。

日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D) とは



▶ 国際基準に準拠した持続可能な観光指標

日本版持続可能な本版持続可能な観光ガイドライン (Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D) は、日本の特性を反映しつつ、GSTC (注1) による国際基準「GSTC-D2.0」に準拠した指標として開発されました。2020年6月に観光庁よりリリースされ、持続可能な観光地マネジメントの指針となっています。

▶ 持続可能な観光地マネジメントの推進

各地方公共団体や観光地域づくり法人 (DMO) は、JSTS-Dの指標に基づいた取り組みを進めることで、持続可能な観光地マネジメントを実現することが可能になります。

▶ JSTS-Dの4つの分野

JSTS-Dは、持続可能な観光を推進するために、以下の4つの分野に分類されています。

- A : マネジメント (観光戦略や地域の管理体制)
- B : 社会経済 (地域経済への貢献、雇用創出、住民の満足度)
- C : 文化 (伝統文化の保護、観光と地域文化の共生)
- D : 環境 (自然資源の保全、気候変動対策、エコツーリズム)

これらの4分野には、合計47の大項目・113の小項目が設定されており、観光地域が持続可能な観光を実現するための指標として活用されています (「巻末資料」参照)。



注1

国連の機関や公共、民間、NGO の各セクターなど、観光に関わる 150 以上の団体が参画している機関で、さまざまな認証機関の認証プロセスを審査し、認定する。GSTCの開発した国際的な観光地の基準である GSTC-D は、世界で唯一 UNWTO の指示のもとに作られた指標です。



日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の役割

日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)は、主に以下の3つの役割を果たすことが期待されています。



自己分析ツール

観光政策の決定、観光振興計画の策定に資する
ガイドラインとして活用



コミュニケーションツール

地域が一体となって持続可能な観光地域づくりに
取り組む契機となる



プロモーションツール

観光地域としてのブランド化、国際競争力の向上



JSTS-D で定められた各項目の取り組み状況を定期的にモニタリング・評価しながら、みなみ阿波地域らしい持続可能な観光地域の実現を目指します。

みなみ阿波地域がJSTS-Dを導入し観光マネジメント取り組むメリット

みなみ阿波地域のこれまでの取り組みを客観的な指標に紐付けて整理することで、観光持続可能な観光地域経営のマネジメント力が向上し、関係人口の創出につなげることが期待できます。

1

自然環境の保全と持続可能な観光の推進

漁村や里山文化を活かした観光交流プログラム等を具体的な指標に紐付けて整備することにより、環境や経済、社会文化面での課題抽出やプログラム強化につながる

2

国際基準に準拠した観光地としてのブランド力向上

JSTS-Dは国際基準（GSTC）に準拠しているため、サステナブルツーリズムを求める海外の旅行会社や国内の教育旅行市場へのPRにつながる

3

教育旅行の促進と関係人口の創出

教育旅行をきっかけに訪れた学生や若者が、将来的にみなみ阿波地域への移住や地域活性化の担い手となる可能性にもつながる



2.みなみ阿波地域が目指す姿

2-1.共通指針（目指す姿）



みなみ阿波の観光を「持続可能な成長産業」へ

みなみ阿波地域の観光産業は、地域の豊かな自然や伝統文化を活かした魅力的な資源に支えられています。しかし、持続可能な観光地域として発展し続けるためには、環境保全、地域経済の活性化、地域住民が主体となる仕組みづくりなど、総合的な取り組みが必要不可欠です。

観光を単なる「一時的な収益源」とするのではなく、長期的に地域と共に成長し、次世代へと自然や文化を継承していく「持続可能な成長産業」として、みなみ阿波の観光を確立することを目指します。

2-2.観光地域づくりのコンセプト



「お接待文化」が息づく
世界レベルの癒やしの空間
～「みなみ阿波」～

みなみ阿波地域には、海・山・川が揃う「豊かな自然」、農村舞台での阿波人形浄瑠璃をはじめとする「類い稀な伝統文化」、新鮮で安全・安心を誇る「豊富な食材」など、きら星のごとく素晴らしい「宝物」があります。

当地を訪れる方々に、遍路で培った「お接待の心」で「癒やしの場」を提供し、国際基準に準拠した「持続可能な観光地域」を目指します。



2-3.みなみ阿波地域の宝（地域資源）

1. 「豊かな自然」

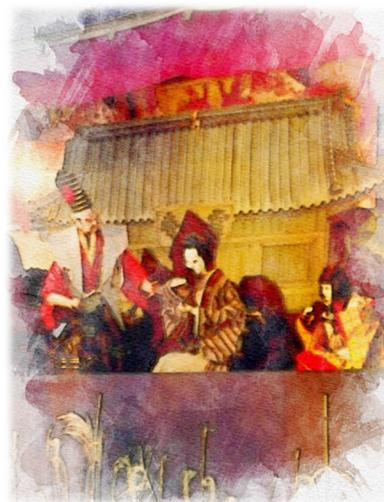


- ✓ 西日本で2番目に高い「剣山」、国内有数の清流であり、かつ世界有数の河口のサーフポイントがある「海部川」
- ✓ 国立公園に指定されている海岸は、折り重なる海岸段丘と亜熱帯性樹林が特徴的で、世界最大級、約千年の歴史があると言われる「千年サンゴ」などがある
- ✓ 多様なアウトドアフィールドがダイナミックに揃い、まさに「アウトドアスポーツの楽園」

サーフィンをはじめ、サイクリングやSUPなど、爽やかな汗をかくことができる数々のスポーツイベントを開催！

2. 「類い稀な伝統文化」

- ✓ 幽玄な農村舞台での阿波人形浄瑠璃
- ✓ 世界遺産登録を目指している四国八十八カ所霊場の札所と、これらをつなぐ四国最古の遍路道である「かも道」や、お遍路さんに接することで育まれた「お接待の精神」
- ✓ 「日和佐八幡神社秋祭り」や「大里八幡神社秋祭り」「牟岐八幡神社秋祭り」など



秋には毎週のように祭りがある！

3. 「豊富な食材」



- ✓ 「海の幸」「山の幸」「里の幸」など、豊かな自然が育んだ素材がもたらすあまたの料理

ここ「みなみ阿波」でしか味わえない感動！



2-3.ターゲット

第1 ターゲット層

自然や地方の多種多様な文化を体験する 機会が少ない国内大都市圏住民（個人客）



【選定の理由】

全国を対象にしたWEB調査において、当エリアへの再来訪意向者が約半数を占めており、魅力的な体験型プログラムの提供によりさらなる来訪が期待されます。特に、大都市圏からの来訪は宿泊を伴うことが多く、経済効果が高いことが特徴です。

また、地方の自然や文化を体験する機会が少ない都市部の個人客に向けた魅力的なプログラムを充実させることで、新たな需要の拡大が見込まれます。

第2 ターゲット層

体験型学習を希望する子供 （含教育旅行）



【選定の理由】

当エリアは長年にわたり教育旅行の受け入れを行い、安定した受入実績を持つ地域もあります。また、近年は体験型観光の需要が高まり、特に家族層を中心に自然や文化を学べるプログラムのニーズが拡大しています。

こうした流れを活かし、体験型メニューをさらに充実させることで、教育旅行を含む体験型学習を希望する子供の受入拡大が期待されます。

第3 ターゲット層

スポーツや地方の多種多様な文化に 関心を持っている外国人



【選定の理由】

みなみ阿波地域では、ワールドマスターズゲームズ2021関西に加え、ワールドマスターズゲームズ2027関西でもサーフィン会場となることで、国際的な認知度がさらに向上。

また、四国霊場八十八カ所遍路への外国人関心の高まりや、訪日リピーターの地方観光志向の強まりを受け、地域の自然・文化資源を活かした観光の可能性が広がっています。さらに、政府の地方誘客施策や徳島阿波おどり空港の国際便拡充により、海外からのアクセスが向上し、インバウンド観光の拡大が期待されています。



2-4.KPI

当局が観光振興計画全体を通して目標とする数値は、下記の5つの指標です。

指標	単位	基準	第1期 観光振興計画期間			
		2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年	
1.旅行消費額 (1回の旅行あたり)	円/人	29,000 円	30,000 円	31,000 円	32,000 円	
2.延べ宿泊者数	全体	人泊	256,000 人	270,000 人	285,000 人	301,000 人
	うち 外国人	人泊	13,000 人	14,000 人	15,500 人	17,000 人
		%	5 %	5 %	5 %	5 %
3.来訪者満足度	%	45.0 %	45.0 %	45.0 %	45.0 %	
4.リピーター率	%	85.0 %	85.0 %	85.0 %	85.0 %	
5.WEBアクセス数 (HP1日平均アクセス数)	PV/ 日	790 P/V	790 P/V	790 P/V	790 P/V	

【備考】

➤ 設定数値について

みなみ阿波地域は現在、アフターコロナの観光産業回復期にある状況です。

そのため、KPI達成状況（実績）や外的要因等を複合的に分析し、本計画の施行期間（3カ年）内であっても適宜KPI設定を見直し、実情に即した観光地域経営に取り組みます。

➤ 「住民満足度」について *



「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」のV（2）登録要件において、「住民満足度についてもデータを収集していることが望ましい。」との記載があるため、当局では2022年からデータを収集。また、これはJSTS-D指標A7に該当する項目です。

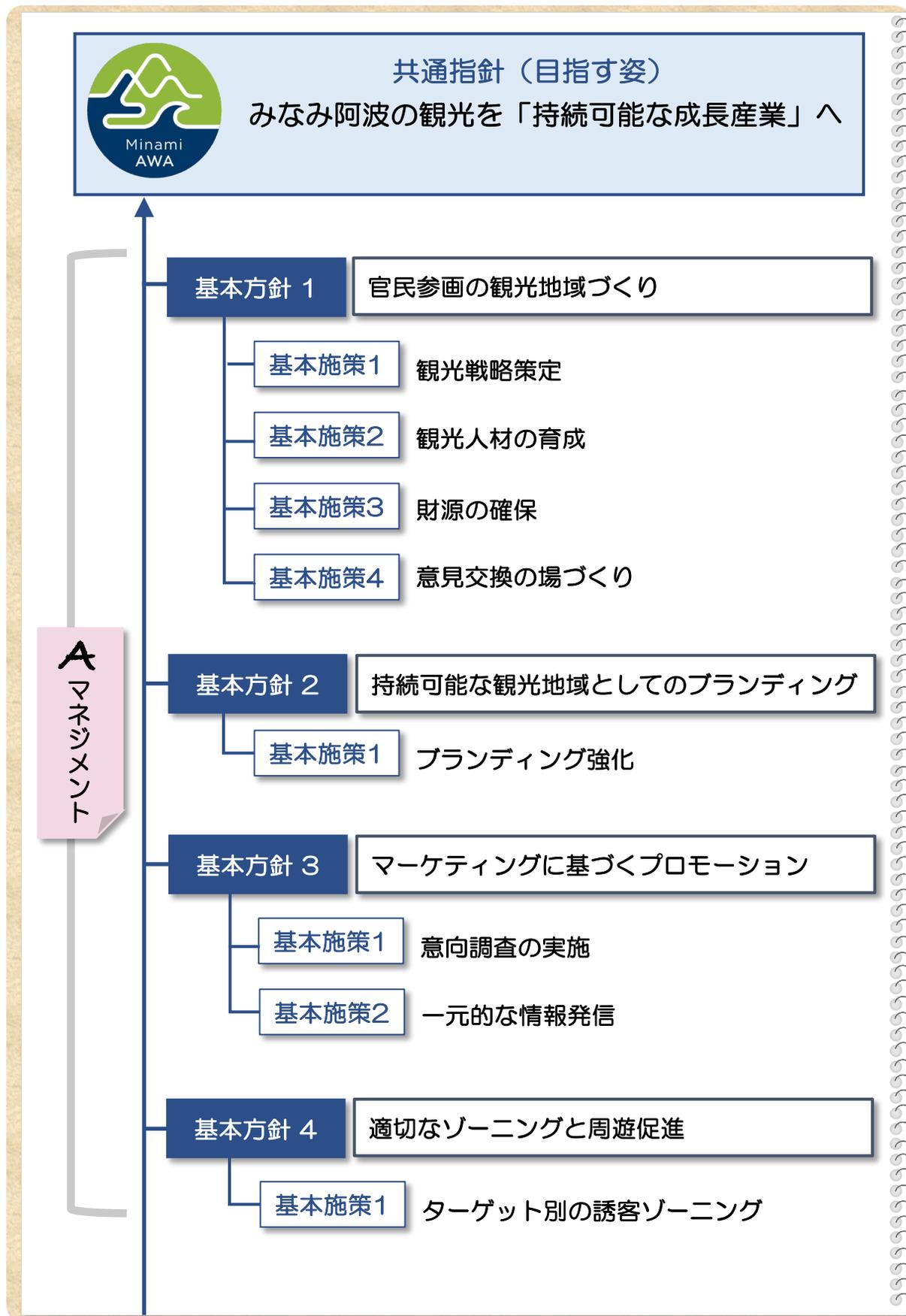
ただし、住民満足度の向上は、DMO活動の成果のみによるものではないことから、KPIとしては設定せずに、自治体や観光関係者・地域住民との連携により住民満足度の向上を目指します。

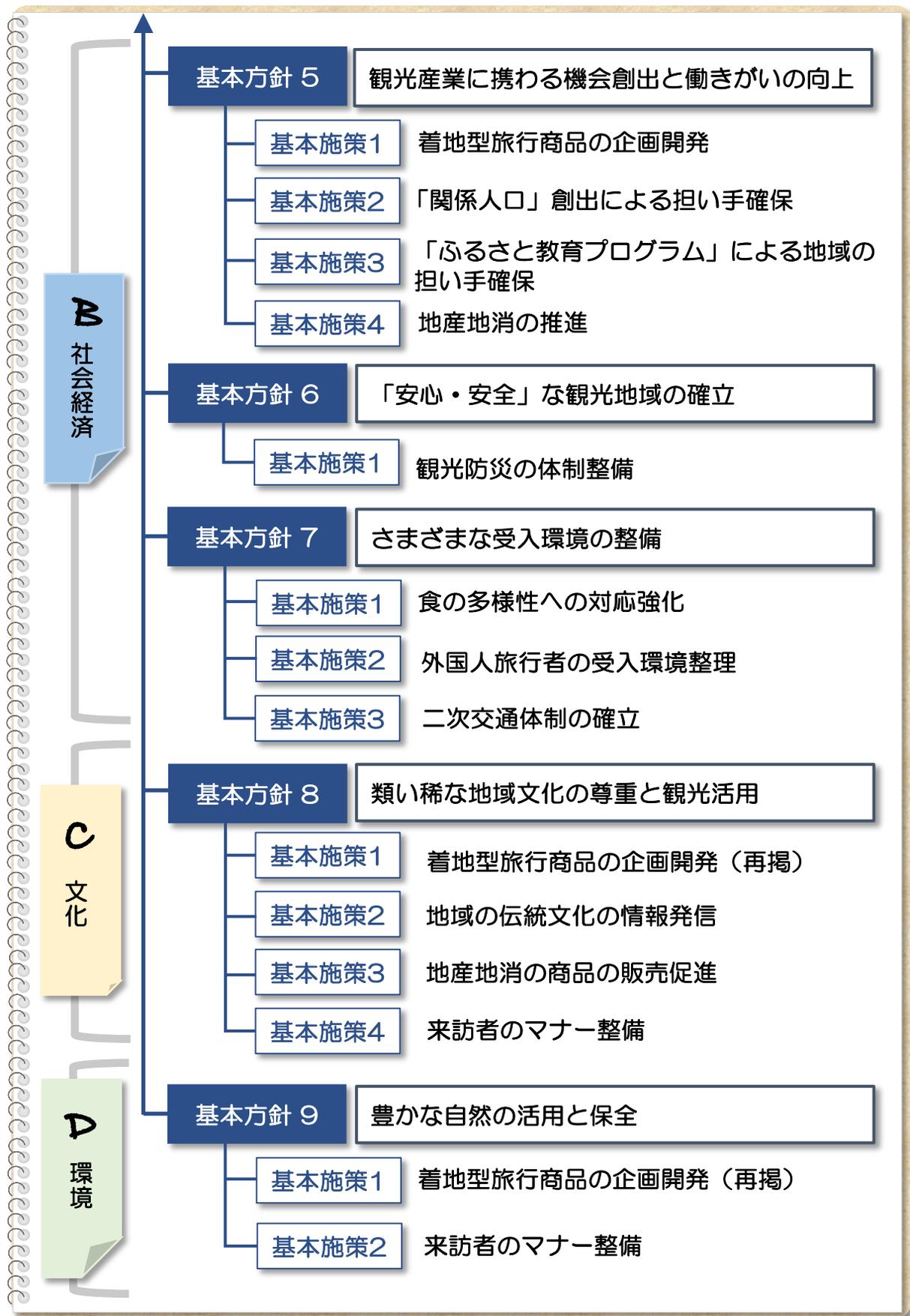
*「徳島県南部住民満足度」結果による（住みごこちの5段階評価による最高評価「満足」の割合）



3. アクションプラン

前項のKPI達成に向けて、次の基本方針と基本施策に取り組みます。





A 持続可能なマネジメント Sustainable management

共通指針『みなみ阿波の観光を「持続可能な成長産業」へ』というビジョンを実現するため、戦略や調査等により、マネジメントを推進します。世界基準に準拠した日本版ガイドライン（JSTS-D）に基づき、みなみ阿波地域全体の方向性を定め、持続可能な観光振興を進めていきます。



基本方針 1

官民参画の観光地域づくり

基本施策1 観光戦略策定

JSTS-D
A1

JSTS-D
A3

JSTS-D
A12

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
観光振興計画の策定と定期的な見直し	継続実施	→	→

基本施策2 観光人材の育成

JSTS-D
A10

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
情報発信研修	継続実施	→	→

基本施策3 財源の確保

JSTS-D
A1

JSTS-D
A5

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
JSTS-Dロゴマークの取得	取得申請	継続	→
JSTS-Dに関する情報共有（勉強会等）	検討・実施	→	→

基本施策4 意見交換の場づくり

JSTS-D
A2

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
エリア別ワーキンググループの開催	継続実施	→	→
分野別ワーキンググループの開催			
ローカルアンバサダーの活用			





基本方針 2 持続可能な観光地域としてのブランディング

基本施策1 ブランディング強化

JSTS-D
A10

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
JSTS-Dロゴマークを活用したプロモーション	検討・実施	→	→



基本方針 3 マーケティングに基づくプロモーション

基本施策1 意向調査の実施

JSTS-D
A7

JSTS-D
A9

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
住民満足度調査の実施、旅行者意見調査の実施	継続実施	→	→

基本施策2 一元的な情報発信

JSTS-D
A6

JSTS-D
A10

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
デジタルマーケティングの効果的運用	継続実施	→	→
ローカルアンバサダーによる「地域の魅力」発信			
SNS、Youtube等による「旅の魅力」発信			
広告掲載			
商談会への参加			
国内外におけるプロモーション活動			
OTAの活用			
体験型学習旅行の誘致促進			



基本方針 4 適切なゾーニングと周遊促進

基本施策1 ターゲット別の誘客ゾーニング

JSTS-D
A10

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
第1ターゲットの誘客強化ゾーン検討	検討	→	→
第2ターゲットの誘客強化ゾーン検討			
第3ターゲットの誘客強化ゾーン検討			





基本方針 6

「安心・安全」な観光地域の確立

基本施策1 観光防災の体制整備

JSTS-D
A15

JSTS-D
B7

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
観光客の避難誘導に関する既存情報の整理	検討	→	→
観光防災に関する既存ツールやアプリ活用等	検討	→	→



基本方針 7

さまざまな受入環境の整備

基本施策1 食の多様性への対応強化

JSTS-D
B3

JSTS-D
B8

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
フードダイバーシティの理解促進	検討・実施	→	→

基本施策2 外国人旅行者の受入環境

JSTS-D
B3

JSTS-D
B7

JSTS-D
B8

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
ビーガン・ベジタリアン、ムスリム対応の強化	検討・実施	→	→
おもてなしセミナーの開催	継続実施	→	→

基本施策3 二次交通体制の確立

JSTS-D
B7

アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
二次交通を活用したツアー商品化・磨き上げ	検討	→	→



C 文化的サステナビリティ Cultural sustainability

みなみ阿波地域に息づく伝統や芸能、食文化を次世代へ継承しながら観光資源として活用していきます。幽玄な農村舞台やお遍路文化、各地域の伝統的な祭りなど、地域固有の文化を守りつつ、観光を通じた魅力発信を強化。また、100年フードに代表される食文化を活かし、地産地消の推進と地域のアイデンティティの継承を図ることで、持続可能な観光を推進します。



基本方針 8

類い稀な地域文化の尊重と観光活用

基本施策1 着地型旅行商品の企画開発（再掲）



アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
伝統文化や伝統芸能を活用したツアーの商品化・磨き上げ	継続実施	→	→

基本施策2 地域の伝統文化の情報発信



アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
ローカルアンバサダーによる「地域の魅力」発信（再掲）	継続実施	→	→

基本施策3 地産地消の商品の販売促進



アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
公式ネットショップや商談会でのPR	継続実施	→	→

基本施策4 来訪者のマナー整備

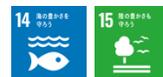


アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
配慮が必要な文化資源に関する来訪者のマナーの整備	検討・実施	→	→



D 環境のサステナビリティ Environmental sustainability

みなみ阿波地域は、剣山や海部川などの自然豊かな観光資源に恵まれ、アウトドアアクティビティが盛んな地域です。これらの自然環境を活かしつつ、環境に配慮したアウトドア活動の推進が重要です。自然を生かしたハイキング、SUP、サーフィンなどのアクティビティをこれまで以上に磨き上げ、地域の伝統や文化を体験できるプランと組み合わせた観光振興を進めます。



基本方針 9

豊かな自然の活用と保全

基本施策1 着地型旅行商品の企画開発（再掲）



アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
海の資源を活用したツアーの商品化・磨き上げ	継続実施	→	→
山の資源を活用したツアーの商品化・磨き上げ			

基本施策2 来訪者のマナー整備



アクション（主な取り組み）	R7年度	R8年度	R9年度
配慮が必要な自然資源に関する来訪者のマナーの整備	検討・実施	→	→





卷末資料

Sustainable
Tourism
in
Minami AWA



日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）113指標

A 持続可能なマネジメント Sustainable management

A(a)マネジメントの組織と枠組	
<p>A 1 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）戦略と実行計画</p> <p>① 観光計画等に「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に取り組むことを明記していること</p> <p>② 観光計画等は、複数年の計画であること</p> <p>③ 観光計画等は、定期的な見直し（少なくとも5年ごと）及び一般公表をしていること</p> <p>④ 観光計画等は、ステークホルダー（地域住民を含む）の参加によって策定していること</p> <p>⑤ 観光計画等に関連する取組の結果を公表していること</p>	
<p>A 2 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）の責任</p> <p>① 管理組織には、持続可能な観光の推進に専念できる担当者（サステナビリティ・コーディネーター）がおり役割が定められていること</p> <p>② 管理組織の構成員は部局横断的かつ観光地域の規模に見合ったものであること</p> <p>③ 管理組織運営のための財源が確保されていること</p>	
<p>A 3 モニタリングと結果の公表</p> <p>① 調査の仕組みを定期的に見直していること</p> <p>② 定量化できる社会経済・文化・環境に関する目標を設定していること</p> <p>③ 調査を定期的に行い、その結果を公表していること</p>	
<p>A 4 観光による負荷軽減のための財源</p> <p>① 目的を明確にした財源を確保、運用していること</p>	

A(b)ステークホルダーの参画	
<p>A 5 事業者における持続可能な観光への理解促進</p> <p>① 地域のステークホルダーによるGSTC公認のトレーニングプログラムの参加状況を把握し、公表していること</p>	
<p>A 6 住民参加と意見聴取</p> <p>① 官民、住民等の地域のステークホルダーが参画する「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に基づいた持続可能な観光の推進を担うワーキンググループ（WG）等があり、定期的な意見交換の機会があること</p>	
<p>A 7 住民意見の調査</p> <p>① 調査結果は、一般公表されていること</p> <p>② 調査は、少なくとも毎年度行われていること</p> <p>③ 調査結果を次年度の運営改善（肯定的な回答割合の増加等）に役立てていること</p>	
<p>A 8 観光教育</p> <p>① 地域コミュニティ、特に児童・生徒に対して観光に関する教育が実施されていること</p>	
<p>A 9 旅行者意見の調査</p> <p>① 調査結果は、一般公表されていること</p> <p>② 調査は、少なくとも毎年度行われていること</p> <p>③ 調査結果に基づいた、旅行者満足度向上のための対策を講じていること</p>	
<p>A 10 プロモーションと情報</p> <p>① プロモーションについては、市場調査及びデータに基づく正確な情報を提供していること</p> <p>② プロモーションの効果測定を行っていること</p> <p>③ 求めるターゲット層の誘致拡大に向けた新商品の開発に地域発意で取り組んでいること</p>	

A(C)負荷と変化の管理	
<p>A 1 1 旅行者の数と活動の管理</p> <p>① 宿泊客数及び日帰り客数を計測・公表していること ② 客数の計測は、全体、外国人・日本人別、年齢別に分かれていること ③ 月ごと（季節ごと）の観光客数を計測していること ④ 繁閑差を考慮した誘客のための取組を行っていること ⑤ 旅行者の目的・行き先（昼夜別の動向など）を把握していること ⑥ 旅行者の数と活動の影響は、調査によって明らかにされていること</p>	 
<p>A 1 2 計画に関する規制と開発管理</p> <p>① 計画、規制等は、住民の意見を聴取・反映し、十分な検討の元に定めていること ② 計画、規制等の内容は、一般に公表、遵守されていること</p>	 
<p>A 1 3 適切な民泊運営</p> <p>① 不適切な民泊があった場合に適切な指導を行っていること</p>	 
<p>A 1 4 気候変動への適応</p> <p>① 気候変動による負の影響を軽減する計画や方針があること ② 住民、観光事業者、旅行者向けの気候変動による影響に関する教育や意識向上の取組があること</p>	
<p>A 1 5 危機管理</p> <p>① 災害等の非常時における計画において、外国人旅行者を含む観光客への対応も含んでいること ② 災害等の非常時における計画は、定期的な見直しが行われていること ③ 所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末（スマートフォン等）への電源供給機器等の整備がなされていること ④ 災害等の非常時に備えた事業者、住民等に対する訓練や研修を行っており、旅行者に対しても非常時における行動等について周知・啓発を行っていること ⑤ 災害等の非常時において正確な情報を伝える表現で情報発信がなされていること</p>	 
<p>A 1 6 感染症対策</p> <p>① 事業者等に対して業種ごとに作成された新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに沿った対策の徹底を促すとともに、旅行者に対して感染症予防に係る周知を行っていること</p>	  

B 社会経済のサステナビリティ Socio-economic sustainability

B(a) 地域経済への貢献	
B 1 観光による経済効果の測定 ① 地域への直接的な経済波及効果（観光消費額）について測定し、公表していること（直接効果の把握） ② 産業連関分析等を用いて観光による間接的な経済波及効果について測定し、公表していること（間接効果の把握） ③ 観光に伴う不動産開発が地域社会に与える影響について把握、公表していること（地価、家賃等の動向把握） ④ 観光関連業種における雇用者数（雇用誘発効果）を調査し、公表していること	
B 2 ディーセント・ワークと雇用機会 ① 観光関連事業者への就業を促進する取組があること ② 性別、年齢、季節等に左右されない、安定した雇用や公正な賃金の実現に向けた取組を行っていること	
B 3 地域事業者の支援と公正な取引 ① 地域の特産品やサービスの利用を促進していること ② 地元の観光関連の中小企業向が、より市場に参入しやすくなるよう支援していること	

B(b) 社会福祉と負荷	
B 4 コミュニティへの支援 ① 事業者や旅行者が住民と共に、地域社会や地域の文化・自然環境の保全に貢献できる機会があること	
B 5 搾取や差別の防止 ① 取組は地域住民と旅行者を含み、観光地域全体に周知されていること	
B 6 地権と使用権利 ① 資産取得に関する政策等は、住民の意見を反映して策定され、住民の権利を保護するものであること	
B 7 安全と治安 ① ガイドの安全を管理するガイドラインがあること ② 防犯への取組を行っていること ③ 観光地等において、タクシーの乗降場所等を明示していること（白タク対策） ④ 安全や治安に関する情報を公表していること ⑤ 地域住民・旅行者（外国人旅行者を含む）を受入れるのに十分な医療体制があること ⑥（宿泊施設・旅行業者等を通じて、）「外国人患者を受け入れる医療機関」を取りまとめたリストに則って、外国人旅行者に域内及び周辺の医療機関に係る情報を提供していること	
B 8 多様な受入環境整備 ① ユニバーサルデザインの普及（バリアフリー対策等）を推進していること ② 公衆トイレの洋式化（ウォッシュレットなど）を推進していること ③ 公共スペースにおける無料Wi-Fi環境整備を推進していること ④ キャッシュレス環境整備を推進していること ⑤ 多言語による案内の充実を推進していること ⑥ 多様な宗教・生活習慣への対応を推進していること ⑦ 域外から観光地への公共交通機関等によるアクセスが確保されており、公共交通機関の利活用が推奨されていること	

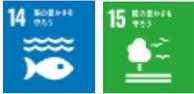
C

文化的サステナビリティ Cultural sustainability

C(a) 文化遺産の保護	
C 1 文化遺産の保護 ① 景観等の保全に関する計画があること ② 保安全管理の状態を確認し、必要な対策を行っていること	
C 2 有形文化遺産 ① 有形文化遺産（工芸品等）のリストがあること	
C 3 無形文化遺産 ① 無形文化遺産のリストがあること ② 地域の行事（祭り等）の保存に努めていること ③ 伝統文化の次世代継承を支援するための取組があること	 
C 4 地域住民のアクセス権 ① 問題が生じている場合、対応策が講じられていること	
C 5 知的財産 ① 保護対象とする知的財産のリストがあること	

C(b) 文化的場所への訪問	
C 5 知的財産 ① 保護対象とする知的財産のリストがあること	
C 6 文化遺産における旅行者の管理 ① 旅行者の流れを把握していること ② 観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握していること ③ 観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握していること ④ 地域における混雑に関する課題を調査により把握していること ⑤ 課題が生じている場合、対応策を講じていること（混雑対策）	 
C 7 文化遺産における旅行者のふるまい ① 旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨していること（マナー啓発） ② 問題が生じている場合、対策を講じていること（マナー違反対策） ③ ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修があること	 
C 8 観光資源の解説 観光地において、解説を含 ① 解説は、地域のストーリーとして地域住民と協力して作成されていること ② 解説文は、旅行者に適した言語で伝えられていること ③ 解説内容を活用しているツアーガイドの研修があること	 

D 環境のサステナビリティ Environmental sustainability

D(a) 自然遺産の保全	
D 1 自然遺産	
① 自然遺産のリストがあること	
D 2 自然遺産における旅行者の管理	
① 旅行者の流れを把握していること	
② 観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握していること	
③ 観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握していること	
④ 地域における混雑に関する課題を調査により把握していること	
⑤ 課題が生じている場合、対応策を講じていること（混雑対策）	
D 3 自然遺産における旅行者のふるまい	
① 旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨していること（マナー啓発）	
② 問題が生じている場合、対策を講じていること（マナー違反対策）	
③ ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修があること	
D 4 生態系の維持	
① 脆弱で絶滅が危惧される野生生物やその生息・営巣地・生育地の一覧が作成されていること	
② 環境への影響の調査を行い、生態系、野生生物を保護する取組があること	
③ 外来種に関するリストを作成し、侵入を防ぐための体制があること	
D 5 野生生物の保護	
① 野生生物の保護等に関して観察、餌付け等に関する規則があること	
D 6 動物福祉	
① 観光事業者とガイドに対して、法律、規制及びガイドラインを周知していること	

D(b) 資源のマネジメント	
D 7 省エネルギー	
① エネルギー消費量を定期的にモニタリングし、削減するための取組があること	
② 化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギーの使用を促進する政策や取組があること	
D 8 水資源の管理	
① 事業者が、節水に努めていること	
D 9 水質	
① 水質に問題があれば、早急に対応策を講じる体制があること	
② 使い捨てペットボトルの飲用水の利用から転換を促す、地域における飲料水の水質に関する旅行者向けの情報があること	

D(c) 廃棄物と排出量の管理	
<p>D 1 0 排水</p> <p>① 浄化槽等の立地、維持管理、検査について、規則や条例、ガイドラインがあること</p> <p>② 効果的に処理・再利用する観光事業者を支援する取組があること</p> <p>③ 排水による地域住民と環境への悪影響を最小にする取組があること</p>	 
<p>D 1 1 廃棄物</p> <p>① 廃棄物削減や再利用、リサイクルに関する観光事業者向けの取組があること</p> <p>② 再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全が確保されていること</p>	  
<p>D 1 2 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和</p> <p>① 温室効果ガスの排出量をモニタリングし削減する取組があること</p>	
<p>D 1 3 環境負荷の小さい交通</p> <p>① 地域内での徒歩や自転車での移動の奨励と安全確保を行っていること</p> <p>② モビリティの活用に関して、低炭素自動車の導入等により環境に配慮していること</p>	 
<p>D 1 4 光害</p> <p>① 光害が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること</p>	 
<p>D 1 5 騒音</p> <p>① 騒音問題が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること</p>	 



みなみ阿波

観光振興計画

令和7年4月施行

一般社団法人 みなみ阿波観光局

